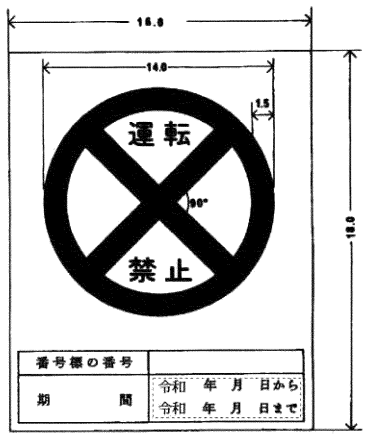
道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（道路交通法施行規則の一部改正）

第一条　道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別記様式第五の三（第九条の十五関係）  備考　1　色彩は、記号を赤色、文字及びわくを黒色、地を白色とする。 2　図示の長さの単位は、センチメートルとする。	別記様式第五の三（第九条の十五関係）  備考　1　色彩は、記号を赤色、文字及びわくを黒色、地を白色とする。 2　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
別記様式第三の九（第七条の九関係） 放置違反金公示納付命令書 1　納付命令を受ける者 下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者 2　納付命令の内容 放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付 3　納付命令の理由 弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実 上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。 なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。 令和　年　月　日 公安委員会 印 弁明通知書番号　弁明通知書番号	別記様式第三の九（第七条の九関係） 放置違反金公示納付命令書 1　納付命令を受ける者 下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者 2　納付命令の内容 放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付 3　納付命令の理由 弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実 上記のとおり道路交通法第51条の４第４項及び同条第10項の規定により命令します。 なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の４第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。 平成　年　月　日 公安委員会 印 弁明通知書番号　弁明通知書番号